

令和元年5月
勝浦市議会臨時会会議録（第1号）

令和元年5月20日

○出席議員 15人

1番 鈴木克己君	2番 狩野光一君	3番 渡辺ヒロ子君
4番 照川由美子君	5番 戸坂健一君	6番 磯野典正君
7番 久我恵子君	8番 寺尾重雄君	9番 松崎栄二君
10番 丸昭君	11番 佐藤啓史君	12番 岩瀬洋男君
13番 黒川民雄君	14番 岩瀬義信君	15番 末吉定夫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 岩瀬好央君	総務課長 酒井清彦君
企画課長 軽込一浩君	財政課長 齋藤恒夫君
税務課長 植村仁君	高齢者支援課長 大森基彦君
福祉課長 吉清佳明君	観光商工課長 高橋吉造君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 渡辺茂雄君 議事係長 原隆宏君

議事日程

議事日程第1号の1

第1 仮議席の指定

第2 勝浦市議会議長の選挙

議事日程第1号の2

第1 議席の指定

第2 会期の決定

第3 会議録署名議員の指名

第4 勝浦市議会副議長の選挙

第5 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

第6 夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

第7 議会運営委員の選任について

第8 常任委員の選任について

第9 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第1号 専決処分の承認を求めるについて

(勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について)

議案第2号 専決処分の承認を求めるについて

(平成30年度勝浦市補正予算)

議案第3号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 平成31年度勝浦市一般会計補正予算

議案第6号 平成31年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

議案第7号 監査委員の選任につき同意を求めるについて

開 会

令和元年5月20日（月） 午前10時開会

○事務局長（渡辺茂雄君） おはようございます。本日はご苦労さまでございます。一般選挙後、初めての議会でございますので、地方自治法第107条の規定によりまして、議長が選挙されるまでの間は、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

ただいま出席されている議員の中で岩瀬義信議員が年長の議員でございますので、臨時議長として岩瀬義信議員をご紹介申し上げます。岩瀬義信議員、議長席へお着き願います。

〔岩瀬義信君、議長席へ着席〕

○臨時議長（岩瀬義信君） 皆さん、おはようございます。ただいまご紹介をいただきました岩瀬でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいま出席議員は全員でありますので、議会はここに成立了しました。

これより令和元年5月勝浦市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、お手元へ配付したとおりでありますので、それによりご承知を願います。

仮議席の指定

○臨時議長（岩瀬義信君） 日程第1、仮議席の指定であります。

議事の進行上、この際、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時30分 開議

勝浦市議会議長の選挙

○臨時議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、これより勝浦市議会議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○臨時議長（岩瀬義信君） ただいまの出席議員数は15人であります。投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○臨時議長（岩瀬義信君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（岩瀬義信君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○臨時議長（岩瀬義信君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

事務局長をして点呼いたします。渡辺事務局長。

[氏名点呼・投票]

○臨時議長（岩瀬義信君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（岩瀬義信君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（岩瀬義信君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に狩野光一議員及び渡辺ヒロ子議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いをお願いします。

[開票]

○臨時議長（岩瀬義信君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち有効投票15票、無効投票ゼロ票、有効投票中、黒川民雄議員13票、寺尾重雄議員2票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。よって、黒川民雄議員が勝浦市議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました黒川民雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

それでは、当選承諾のご挨拶をお願いいたします。黒川民雄議員。

[13番 黒川民雄君登壇]

○13番（黒川民雄君） このたび議員皆様方のご推举によりまして、伝統ある勝浦市議会議長の要職

につきることはまことに身に余る光栄でございます。心中より感謝を申し上げる次第でございます。

私はもとより浅学非才ですが、令和という新しい時代を迎へ、私もいま一度初心に立ち返り、勝浦市の発展と市民福祉の向上に誠心誠意努力する覚悟でございます。何とぞ議員皆様におかれましては、これまで以上にご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

とともに、市長初め執行部の皆様方には市政の両輪でありますことをお願い申し上げまして、議長就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○臨時議長（岩瀬義信君） それでは議長が決まりましたので、議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

〔議長、臨時議長と交代〕

○議長（黒川民雄君） 臨時議長と交代いたしました。議会運営に関しましては至って不慣れでございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、本日の議事日程を作成する都合がございますので、暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時55分 開議

議席の指定

○議長（黒川民雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議員の氏名とその議席の番号を事務局長に朗読させます。渡辺事務局長。

〔事務局長 渡辺茂雄君登壇〕

○事務局長（渡辺茂雄君） 議長の指定する議席番号と氏名を申し上げます。前列から申し上げます。

1番・鈴木克己議員、2番・狩野光一議員、3番・渡辺ヒロ子議員、4番・照川由美子議員、5番・戸坂健一議員、6番・磯野典正議員、7番・久我恵子議員。後列に移ります。8番・寺尾重雄議員、9番・松崎栄二議員、10番・丸 昭議員、11番・佐藤啓史議員、12番・岩瀬洋男議員、13番・黒川民雄議員、14番・岩瀬義信議員、15番・末吉定夫議員。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

会期の決定

○議長（黒川民雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。これにご異

議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） ご異議なしと認めます。よって会期は1日と決しました。

会議録署名議員の指名

○議長（黒川民雄君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において磯野典正議員及び岩瀬洋男議員を指名いたします。

勝浦市議会副議長の選挙

○議長（黒川民雄君） 日程第4、これより勝浦市議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○議長（黒川民雄君） ただいまの出席議員数は15名であります。投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○議長（黒川民雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（黒川民雄君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

事務局長をして点呼いたします。渡辺事務局長。

[氏名点呼・投票]

○議長（黒川民雄君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（黒川民雄君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に狩野光一議員及び渡辺ヒロ子議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いを願います。

[開票]

○議長（黒川民雄君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票15票、無効投票ゼロ票、有効投票中、磯野典正議員13票、鈴木克己議員2票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。よって、磯野典正議員が勝浦市議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました磯野典正議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

当選承諾のご挨拶をお願いいたします。磯野典正議員。

[6番 磯野典正君登壇]

○6番（磯野典正君） 皆様にご支持いただきまして、勝浦市副議長になさせていただきました磯野典正でございます。黒川議長ともども勝浦市議会の発展のために尽力してまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（黒川民雄君） 日程第5、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○議長（黒川民雄君） ただいまの出席議員数は15人であります。投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○議長（黒川民雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（黒川民雄君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

事務局長をして点呼いたします。渡辺事務局長。

[氏名点呼・投票]

○議長（黒川民雄君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（黒川民雄君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に狩野光一議員及び渡辺ヒロ子議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いを願います。

[開票]

○議長（黒川民雄君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票15票、無効投票ゼロ票、有効投票中、岩瀬義信議員13票、寺尾重雄議員2票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。よって、岩瀬義信議員が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました岩瀬義信議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

○議長（黒川民雄君） 日程第6、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○議長（黒川民雄君） ただいまの出席議員数は15人であります。投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○議長（黒川民雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（黒川民雄君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約第6条の規定により、3名を選出することになっておりますので、投票数の多い順に3名を当選人といたします。事務局長をして点呼いたします。
渡辺事務局長。

[氏名点呼・投票]

○議長（黒川民雄君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（黒川民雄君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に狩野光一議員及び渡辺ヒロ子議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いを願います。

[開 票]

○議長（黒川民雄君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票15票、無効投票ゼロ票、有効投票中、佐藤啓史議員5票、黒川民雄議員4票、松崎栄二議員4票、鈴木克己議員2票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は2票であります。よって、佐藤啓

史議員、黒川民雄議員、松崎栄二議員の3名が、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました佐藤啓史議員、松崎栄二議員、黒川民雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

議会運営委員の選任について

○議長（黒川民雄君）　日程第7、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が指名することになっております。議長が指名する者の氏名を事務局長に朗読させます。渡辺事務局長。

〔事務局長　渡辺茂雄君登壇〕

○事務局長（渡辺茂雄君）　議長が指名すべき者につきまして、氏名を朗読いたします。

磯野典正議員、岩瀬洋男議員、末吉定夫議員、寺尾重雄議員、戸坂健一議員、松崎栄二議員、丸昭議員。以上7名でございます。

○議長（黒川民雄君）　暫時休憩いたします。

なお、休憩中に議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行いますので、委員の方々は、第1委員会室へお集まり願います。

午前11時27分　休憩

午後　1時00分　開議

○議長（黒川民雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会の委員長、副委員長の互選が終わりましたので、当選者の氏名を事務局長に報告させます。渡辺事務局長。

〔事務局長　渡辺茂雄君登壇〕

○事務局長（渡辺茂雄君）　互選の結果による正副委員長の当選者の氏名を報告いたします。

議会運営委員会委員長、松崎栄二議員、同じく副委員長、寺尾重雄議員。以上ございます。

議事日程の追加について

○議長（黒川民雄君）　ただいま議会運営委員長から議会運営委員会の所管事項の調査につきまして、会議規則第110条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議あませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議会運営委員会の所管事項の調査についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

議会運営委員会の所管事項の調査について

○議長（黒川民雄君） それでは、資料を配付させます。

[資料配付]

○議長（黒川民雄君） 配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、議会運営委員会の所管事項の調査についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の説明を求めます。松崎栄二議会運営委員長。

[議会運営委員長 松崎栄二君登壇]

○議会運営委員長（松崎栄二君） 議長よりご指名がありましたので、説明を申し上げます。

議会運営委員会の所管事項の調査につきましては、地方自治法第109条第9項が準用されるところから、特定の事件であること、また、会期不継続の原則が適用されることから、閉会中もなお継続調査をする必要がありますので、お手元へ配付の閉会中の継続調査申出書のとおり、議長に対し、継続調査の申し出をした次第であります。

以上をもちまして、議会運営委員長の説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより委員長の説明に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、正規の手續を省略の上、直ちに採決することに決ました。

これより議会運営委員会の所管事項の調査についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件につきましては、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） ご異議なしと認めます。よって、本件は閉会中の継続調査に付することに決しました。

常任委員の選任について

○議長（黒川民雄君）　日程第8、これより常任委員の選任を行います。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が指名することになっております。議長が指名する者の氏名を事務局長に朗読させます。渡辺事務局長。

〔事務局長　渡辺茂雄君登壇〕

○事務局長（渡辺茂雄君）　議長が指名すべき者につきまして、氏名を朗読いたします。

総務文教常任委員会、岩瀬義信議員、末吉定夫議員、鈴木克己議員、照川由美子議員、戸坂健一議員、松崎栄二議員、丸昭議員、渡辺ヒロ子議員。以上、8名でございます。

産業厚生常任委員会、磯野典正議員、岩瀬洋男議員、狩野光一議員、久我恵子議員、黒川民雄議員、佐藤啓史議員、寺尾重雄議員。以上、7名でございます。

○議長（黒川民雄君）　暫時休憩いたします。

なお、休憩中に各常任委員会の委員長、副委員長の互選を行いますので、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会の順に、第1委員会室へお集まり願います。

午後1時07分　休憩

午後1時35分　開議

○議長（黒川民雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会の委員長、副委員長の互選が終わりましたので、当選者の氏名を事務局長に報告させます。渡辺事務局長。

〔事務局長　渡辺茂雄君登壇〕

○事務局長（渡辺茂雄君）　互選の結果による正副委員長の当選者の氏名を報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、戸坂健一議員、同じく副委員長、照川由美子議員。

産業厚生常任委員会委員長、岩瀬洋男議員、同じく副委員長、久我恵子議員。

以上でございます。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（黒川民雄君）　市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。原係長。

〔職員朗読〕

○議長（黒川民雄君）　ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配付したとおりであります。

それでは、日程第9、議案を上程いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長　猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君）　ただいま議題となりました議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「地方税法等の一部を改正する法律」、「地方税法施行令等の一部を改正する政令」、「地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令」及び「地方税法施行規則等の一部を改正する省令」が平成31年3月29日にそれぞれ公布され、原則として、同年4月1日から施行されることに伴い、勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について、課税事務上、緊急を要するため、去る3月31日に専決処分をいたしましたので、議会に報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

主な改正点について申し上げますと、1点目は、住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間を2年延長したこと、及び住宅借入金特別税額控除に係る申告要件を廃止したこと、2点目は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者及び高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告について規定したこと、3点目は、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定したこと、4点目は、軽自動車税の特例について、新規登録から13年経過した軽自動車税の税率を重くする特例措置を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の燃費性能に応じて税率を軽減する特例措置を削除すること、5点目は、法人の市民税の申告納付について、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害、その他の理由により、電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の宥恕措置について規定したこと、このほか、法令の改正に伴う規定を整備したものであります。

以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号 専決処分の承認を求めるについてを採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第1号は、承認することに決しました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第2号 専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

[市長 猿田寿男君登壇]

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第2号 専決処分の承認を求めるについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成30年度勝浦市一般会計補正予算についてであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であり、2月及び3月のふるさと応援寄附金が決算見込みを上回る金額であったことから、ふるさと応援基金への積立金及びふるさと応援寄附者特産品等贈呈事業費と共に伴う繰入金を増額するための予算であり、緊急を要することから、去る3月31日に専決処分をいたしましたので、議会に報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

内容について申し上げますと、歳入歳出予算においては、既定予算に、2,490万2,000円を追加し、これによる予算総額を101億8,408万6,000円としたものであります。

歳出予算におきましては、総務費の総務管理費に、2,490万2,000円を追加したものであります。

これに対する財源として、歳入予算に、寄附金1,860万7,000円、繰入金629万5,000円を追加計上したものであります。

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号 専決処分の承認を求めるについてを採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第2号は、承認することに決しました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第3号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について、

議案第4号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

[市長 猿田寿男君登壇]

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第3号及び議案第4号の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第3号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、「地方税法等の一部を改正する法律」、「地方税法施行令等の一部を改正する政令」、「地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令」及び「地方税法施行規則等の一部を改正する省令」が平成31年3月29日にそれぞれ公布されたこと等に伴い、関係条例について、所要の改正をしようとするものであります。

主な改正点について申し上げますと、法改正等により、ふるさと納税制度の健全な発展に向けて、総務大臣が、基準に適合する地方団体をふるさと納税の対象として指定した場合のみ、寄附金税額控除を受けることができること、個人市民税の寄附金控除額に係る申告先が地方公共団体の長から都道府県知事等に改められたことにより、用語の改正をしようとするものであります。

また、条項の移動等に伴い、引用している条項を整備しようとするものであります。

次に、議案第4号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」が、平成31年4月1日から施行され、介護保険料の減額賦課に係る減額幅の基準が改正されたことに伴い、介護保険料の所得段階のうち、第1段階の減額率の改正、さらに、第2段階及び第3段階の減額率が新設されたため、本条例について、所要の改正をしようとするものであります。

今回の政令改正の趣旨は、本年10月に予定されております消費税率の改正に伴うものであり、具体的には、第1段階の減額率を現行の0.45から0.375へ改正し、第2段階は、0.625を、第3段階は、0.725を新設しようとするものであります。

なお、今回の改正に伴う減額分につきましては、一般会計から繰り入れることとなりますが、繰入額のうち、国が2分の1、県が4分の1を負担することとなります。

以上で、議案第3号及び議案第4号の提案理由の説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより質疑に入るのであります、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号及び議案第4号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号及び議案第4号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありません

か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第3号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（黒川民雄君） 挙手多数であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第4号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（黒川民雄君） 挙手多数であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第5号 平成31年度勝浦市一般会計補正予算、議案第6号 平成31年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

[市長 猿田寿男君登壇]

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第5号及び議案第6号の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第5号 平成31年度勝浦市一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。本年10月に予定されております消費税率の改定に伴い、低所得者及びゼロ歳児から2歳児を持つ子育て世代の消費に与える影響を緩和するとともに、地域経済における消費喚起及び下支えすることを目的とした国庫補助を財源とするプレミアム付商品券の発行に係る経費について補正するものであります。

また、これに加え、多くの市民が国庫補助制度によるプレミアム付商品券の対象外となること、駆け込み需要及びその反動による内需の落ち込みなど、地域経済への影響が予想されるため、市単独の景気対策として、年齢及び所得制限等を伴わないプレミアム付商品券を発行し、生活支援を推進するとともに、商店街活性化を図るための経費を補正するものであります。

そのほか、介護保険法施行令の一部改正により、低所得者の保険料軽減強化が図られ、所得段階別に、減額賦課に係る減額幅の基準が定められました。

保険料を減額賦課した場合に、減額した額を、一般会計から介護保険特別会計に繰り入れる仕組みが拡充され、具体的には、これまでの第1段階の減額率の改正に加え、第2段階、及び第3段階の減額率が新設されたことから、これらの減額率の改定及び新設に伴う介護保険料の減額の合計額について、介護保険特別会計へ繰り出す分を補正しようとするものであります。

これにより、歳入歳出予算におきましては、既定予算に、7,390万8,000円を追加し、予算総額を87億6,890万8,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、民生費におきましては、社会福祉費に、4,990万8,000円を追加し、商工費におきましては、2,400万円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、国庫支出金4,357万円、県支出金316万8,000円、繰入金2,717万円を追加計上しようとするものであります。

次に、議案第6号 平成31年度勝浦市介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。歳入予算のうち、繰入金1,267万5,000円を追加計上し、介護保険料1,267万5,000円を減額しようとするものであります。

歳出予算につきましては、その財源の組み替えの補正であります。

以上で、議案第5号及び議案第6号の提案理由の説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより質疑に入るのであります。質疑に際しましては、議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。戸坂議員。

○5番（戸坂健一君） 1点だけ質問をさせていただきます。議案第5号の、7ページの国庫補助金、民生費国庫補助金でありますが、1,723万3,000円と2,000万円であります。補足説明のほうを見ますと、また先ほどの市長からの説明を聞きますと、ゼロ歳児から2歳児が対象というふうになっておりますが、具体的に平成何年何月に生まれて、何年何月までに生まれた子が対象になるのか、ご説明いただければと思います。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。吉清福祉課長。

○福祉課長（吉清佳明君） お答えいたします。平成28年4月2日から令和元年度9月30日までございます。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○5番（戸坂健一君） そうすると、ご説明では2歳児までとなっておるんですけれども、3歳半までということになるかと思うんですけれども、これはどちらが正しいのかということで、その2歳児という説明と今の3歳半までということになっている差異の説明をお願いします。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。吉清福祉課長。

○福祉課長（吉清佳明君） お答えいたします。お配りの資料の中に、学齢3歳未満という言葉があると思います。その意味ですけれども、要するに保育所に入っている子どもたちのいわゆる年少、年中、年長、3歳、4歳、5歳児でございますけれども、その一つ前の2歳児の学年が対象になるということになります。ですので、議員ご指摘のとおり、今年の10月1日現在では、4月2日生まれであれば3歳6ヶ月にならうかと思いますけれども、あくまでも学齢3歳未満という言葉で言ってますけれども、実質的には平成28年4月2日生まれ、早い子どもでは3歳6ヶ月ぐらいになる子もいるということでございます。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○5番（戸坂健一君） この低所得者及び子育て世代向けのプレミアム商品券の発行については、國のほうで審議をされておりまして、当初は2歳児までというふうになっていたかと思います。今年の4月の報道で、これが3歳半まで拡大されたというふうになったかと思うんですけども、その辺かなり情報が錯綜しておるところもあると思いますので、事務処理手続、大変だと思うの

ですが、可能な限り市民にわかりやすい周知のほうをしていただければと思います。ご答弁は結構です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号及び議案第6号、以上2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号及び議案第6号、以上2件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号 平成31年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第6号 平成31年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第7号 監査委員の選任につき同意を求めるについてを議題といたします。

本案に関し、地方自治法第117条の規定により、佐藤啓史議員が除斥該当者であります。佐藤啓史議員の退席を求めます。

[11番 佐藤啓史君退席]

○議長（黒川民雄君） 市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

[市長 猿田寿男君登壇]

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第7号 監査委員の選任につき同意を求ることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議会選出の監査委員、末吉定夫氏の議員の任期が満了したことに伴い、その後任に佐藤啓史氏を選任したいため、議会の同意を求めるようとするものであります。

佐藤氏の市議会での経歴につきましては、ご承知のとおり、平成15年に市議会議員に当選、以来、4回当選され、この間、副議長、総務常任委員会委員長等の要職を歴任されております。その円満な人格と地方自治に関する深い見識は、監査委員として適任であると考えます。よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願い申し上げまして、議案第7号の提案理由の説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号 監査委員の選任につき同意を求めるについて、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号につきましては、正規の手續を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第7号 監査委員の選任につき同意を求めるについてを採決いたします。
本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第7号は、これに同意することに決しました。

[11番 佐藤啓史君入席]

閉　　会

○議長（黒川民雄君） 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これをもって、令和元年5月勝浦市議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後2時02分　閉会

本日の会議に付した事件

1. 仮議席の指定

1. 勝浦市議会議長の選挙
1. 議席の指定
1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 勝浦市議会副議長の選挙
1. 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
1. 東隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
1. 議会運営委員の選任について
1. 議事日程の追加について
1. 議会運営委員会の所管事項の調査について
1. 常任委員の選任について
1. 議案第1号～議案第7号の総括審議

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝浦市議会臨時議長

勝浦市議會議長

署名議員

署名議員